

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

告 示	三重県指定有形文化財の指定	社会教育・文化財保護室	1 頁
	三重県指定天然記念物の解除	社会教育・文化財保護室	1 頁
	三重県指定有形文化財の解除	社会教育・文化財保護室	2 頁
訓 令	県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令	福利・給与室	2 頁
正 誤	平成22年9月17日付け教育公報第1616号	学校施設室	2 頁

告 示

三重県教育委員会告示第8号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）第5条第1項の規定により、次のとおり三重県指定有形文化財に指定しました。

平成23年3月10日

三 重 県 教 育 委 員 会

種別	名 称	員数	所 在 地	所有者
建造物	廣禅寺輪蔵	1基	伊賀市上野徳居町3260	宗教法人廣禅寺
建造物	大五輪の五輪塔	1基	伊勢市楠部町字大五輪115	久留紀子

三重県教育委員会告示第9号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）第36条第1項の規定により、次のとおり三重県指定天然記念物の指定を解除しました。

平成23年3月10日

三 重 県 教 育 委 員 会

種別	名 称	員数	所 在 地	所有者・管理団体
天然記念物	伊賀町のジンダイドジョウ	-	伊賀市新堂	伊賀市
天然記念物	花垣の八重櫻	-	伊賀市予野141	花垣神社
天然記念物	霧生ノ熊谷草群落	-	伊賀市霧生字樋口2274-21	増田マリ

三重県教育委員会告示第10号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）第6条第3項の規定により、次のとおり三重県指定有形文化財の指定を解除しました。

平成23年3月10日

三重県教育委員会

種別	名称	所在地	指定日	解除日	所有者
建造物	俳聖殿	伊賀市上野丸之内117 - 4	平成20年3月19日	平成22年12月24日	伊賀市
解除理由	文化財保護法第27条第1項の規定により、平成22年12月24日付け文部科学省告示第170号で重要文化財に指定されたため				

訓 令

教委訓2号

県立学校

県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月17日

三重県教育委員会教育長 向 井 正 治

県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令

県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令（昭和54年教委訓第3号）の一部を次のように改正する。

第10条中「及び臨時に雇用されている者」を削る。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

正 誤

平成22年9月17日付け三重県教育公報第1616号に登載しました、三重県教育財産規則の一部を改正する規則中
ページ 1 行 14

誤

第二節中「使用」を「貸付け及び使用」に改める。

正

第二節の節名中「使用」を「貸付け及び使用」に改める。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社